

社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会

児童遊具施設設置費助成要綱

(目的)

第1条 児童の健全育成を図るため児童遊具施設の設置（新設又は修繕）が必要であるとき、費用の一部を助成することにより福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 対象は、第1条の目的達成のため工事を施工する町内会で、会長が必要と認めたもの。

(補助の範囲)

第3条 助成範囲は、滑り台、ジャングルジム、シーソー、ブランコ等の児童遊具で、第1条の目的達成のための工事を施工した場合にはその費用の一部を補助するものとする。

(助成の額)

第4条 助成の額は、予算の範囲内において、前条の工事に要した費用の4分の3以内で10万円を限度とする。

(申請の手続き)

第5条 助成を受けようとするものは、様式第1号の児童遊具施設設置費補助（新設・修繕）申請書を会長あてに提出しなければならない。

- 2 申請を受付けした会長は、当該地区担当民生委員の意見を徴収し、実地検分のうえ設置が当該町内会に真に必要なかどうか審査し、様式第3号により申請者あてに結果を通知しなければならない。

(工事の完成)

第6条 申請者は、工事完成後、速やかに様式第4号による工事完成届書を提出しなければならない。工事完成届書の未提出、その他不正な事実が認められた場合、助成決定を取り消す事がある。

(その他)

第7条 完成届日より3年間は遊具等の維持管理に努めること。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は平成18年6月28日から施行する。

附則

この要綱は平成25年7月26日より一部改正する（第2条、第3条、4条、第5条、6条、7条）